

○アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会開催要綱

平成 28 年 9 月 15 日

告示第 260 号

平成 30 年 5 月 11 日

告示第 188 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業の運営等について意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第 2 条 懇話会の委員は、17 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 企業関係者
- (2) まちづくり協議会および市民公益活動団体の役員または構成員
- (3) 包括協定を締結している大学関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 前 4 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第 3 条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行い、事業の推進等に協力するものとする。

- (1) アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業の運営に関すること。
- (2) アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業のプログラムに関すること。
- (3) 大学等が行う社会実験に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第 4 条 懇話会に、座長および副座長をそれぞれ 1 人置く。

2 座長および副座長は、委員のうちより市長が指名する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、総合政策部草津未来研究所内において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

◆アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会名簿

(R1.5.31～)

No.	役職	所属	氏名
1	座長	立命館大学食マネジメント学部教授・草津未来研究所所長	松原 豊彦
2	副座長	草津市副市長	北中 建道
3	委員	立命館大学理工学部特命教授・キャンパス計画室長 (アーバンデザインセンターびわこ・くさつセンターセンター長)	及川 清昭
4	委員	立命館大学理工学部教授・キャンパス計画室副室長 (アーバンデザインセンターびわこ・くさつセンター副センター長)	武田 史朗
5	委員	立命館大学大学院経営管理研究科長・草津未来研究所顧問	肥塚 浩
6	委員	立命館大学 BKC 地域連携室長 (スポーツ健康科学部教授)	田畑 泉
7	委員	草津市まちづくり協議会連合会副会長	伊庭 健治
8	委員	市民公募 (認定 NPO 法人くさつ未来プロジェクト代表)	堀江 尚子
9	委員	パナソニック株式会社アプライアンス社 人事・総務センター総務部総務一課主務	服部 忠満
10	委員	株式会社滋賀銀行草津支店長	肥田 明久
11	委員	草津商工会議所専務理事	加藤 幹彦
12	委員	草津市コミュニティ事業団常務理事	青木 均
13	委員	滋賀大学教育学部教授	神部 純一
14	委員	滋賀県立大学地域共生センター主席調査研究員	秦 憲志
15	委員	京都橘大学副学長	阪本 崇
16	委員	滋賀医科大学研究戦略推進室産学連携推進部門長 特任教授	松浦 昌宏
17	委員	龍谷大学政策学部教授 龍谷エクステンションセンター・センター長	深尾 昌峰